

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第118号

京都市保育所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保育所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及びその分園（以下「保育所等」という。）」を削り、

「

所長（保育所に限る。）

を「所長」に改め、同条第2項中「保育所等」を「保
分園長（保育所の分園に限る。）

」

育所」に改める。

第2条第1項中「及び分園長（以下「所長等」という。）」を削り、「保育所等」を「保
育所」に改め、同条第2項中「所長等」を「所長」に改める。

第3条本文中「所長等」を「所長」に改める。

第4条各号列記以外の部分及び第1号中「保育所等」を「保育所」に改める。

別表中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り上
げる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)